

湯口地区コミュニティ会議規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、湯口地区コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称し、事務所を湯口振興センター内に置く。

2 事務所には事務局を置く。

(目的)

第2条 本会は、地域住民間の相互信頼を育て、健康で明るい豊かなまちづくりを目途に、住民参加のもと実施計画をたて、その円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ整備計画の立案、策定及びその実施推進に関すること。
- (2) 地区の環境整備並びに発展に関すること。
- (3) 地域住民の生活を向上させる諸事業に関すること。
- (4) 指定管理に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成及び運営)

第4条 本会は、湯口地区の各行政区で構成し、運営する。

2 構成地区は、次の各号のとおりとする。

- (1) 温泉地区（鉛、下シ沢、大沢及び志戸平の行政区）
- (2) 里湯口地区（根岸、神明、橋本及び西晴山の行政区）
- (3) 上根子上地区（上根子上区、一本杉及び才の神の行政区）
- (4) 上根子下地区（新田及び熊野の行政区）
- (5) 中根子地区（古館、中根子及び南中根子の行政区）
- (6) 円万寺地区（上円膝、八幡、二ツ堰、中村及び下円膝の行政区）
- (7) 鍋倉地区（鍋倉一区及び鍋倉二区の行政区）

(会議)

第5条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第6条 総会は、各行政区から選出された2名の代議員をもって構成する。

2 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。

3 総会は、構成員の過半数をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

4 総会は、年1回これを開き、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算

- (3) 役員を選出
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) その他本会に関する重要な事項

5 会長が必要と認めたとき、又は役員会の要求があったときは、臨時に総会を開催することができる。

(役員会)

第7条 役員会は、必要に応じ随時会長が招集し、議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 前条第4項各号の事前審議に関すること。ただし、第3号を除く。
- (2) 事業全般に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

2 役員会に、専門部会を設置することができる。

(代議員)

第8条 代議員は、各行政区から2名選出し、そのうちの1名は区長の職にあるものとする。

2 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、区長の職にあるものについては、区長の任期によるものとする。

3 補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び顧問)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 11名（第4条第2項各号に定める構成地区から1名及び各専門部会長とする。）
- (4) 監事 2名

2 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員及び顧問の選出等)

第10条 役員は、総会で選出する。ただし、専門部会長は会長が指名する。

2 顧問は、会長が役員会に諮って、委嘱する。

(役員及び顧問の職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、情報等の収集を行い、円滑な会務の運営に努める。
- (4) 監事は、会計処理を監査する。

2 顧問は、本会に対し提言、助言を行う。

3 役員及び顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も、後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

4 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 事務局の職員は、役員会の同意を得て、会長が任命する。

2 事務局設置要綱は別に定める。

(会計)

第13条 本会の経費は、花巻市交付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本会設立初年度にあつては、本会設立の日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第14条 本会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成19年 4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年 7月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年 4月22日から施行する。

附 則

平成23年度に各行政区から選出される代議員の任期は、第8条第2項の規定に関わらず3年とする。

この規約は、平成23年 1月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。